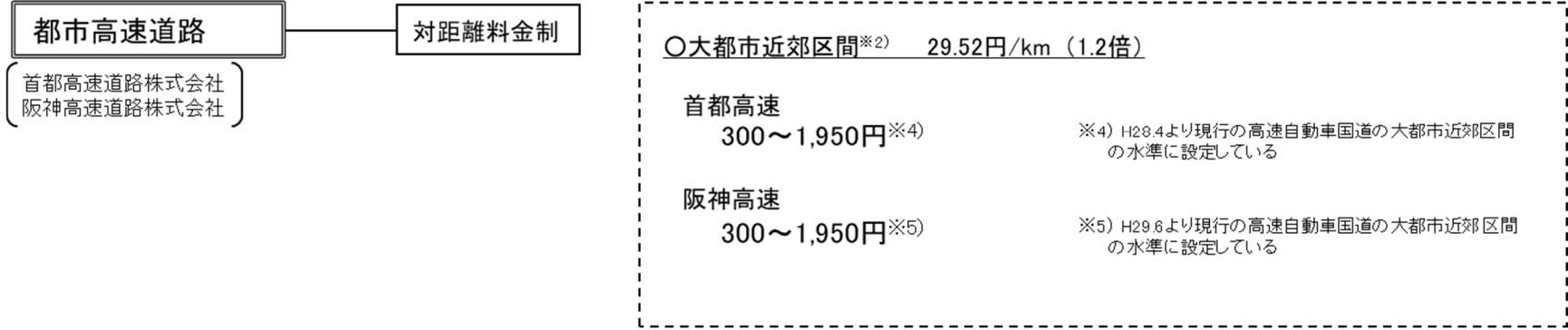
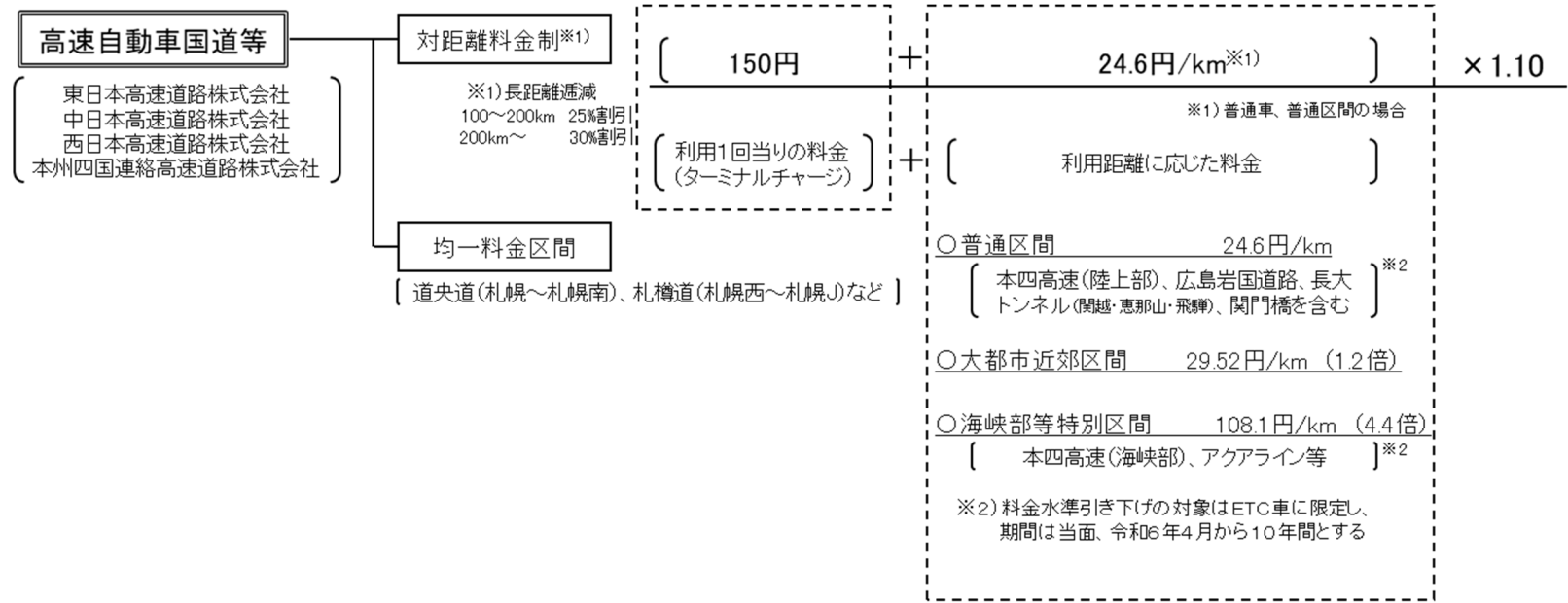


(8) 高速道路の料金

①高速道路の基礎的な料金体系



②高速自動車国道（有料）の料金水準と償還期間の経緯

料金改定時期	1972.10	1975.4	1979.8	1982.6	1985.10	1989.6	1995.4	1999.4	2001.12	2005.10	2014.4	2014.11	2024.4
主な改定理由	プール制導入	・新規施行命令区間追加 ・建設費等の上昇		・諸物価の高騰 ・交通需要の低迷	・新規施行命令区間追加 ・建設費等の上昇				〔特殊法人等整理合理化計画〕	・民営化対象区間の見直し	・「整備重視の料金」から「利用重視の料金」への見直し	特定更新等工事の着手	新たな更新事業等の追加
対象延長	3,895km	4,816km	5,415km	5,415km	5,777km	6,410km	7,887km	9,006km	9,342km	8,520km	8,563km		
普通車料金水準 (ターミナルチャージ)	8.0円/km	13.0円/km (100円)	16.6円/km (100円)	19.6円/km (100円)	21.7円/km (100円)	23.0円/km (150円)	24.6円/km (150円)				24.6円/km (150円)		
償還期間	約30年間						40年間 (1992.6-)	45年間 (1999.1-)	50年を上 限として短 縮を目指 す	45年間 (2005～2050)		51年間 ^{※1} (2014～2065)	50年間 ^{※2} (2024～2074)

換算起算日[※]に基づいて料金徴収期限を設定

期限を定めて徴収

<参考> 1989.4～ 消費税導入(3%)

2014.4 ～ 消費税引き上げ(5→8%)

1997.4～ 消費税引き上げ(3→5%)

2019.10 ～ 消費税引き上げ(8→10%)

※1: 2014年6月に道路法等の一部を改正する法律が公布されたことにより料金徴収期間を最長15年間延長することが可能となった。

※2: 2023年6月に道路整備特措置法等の改正法が公布され、料金徴収期間の最長の延長年数を令和9年(2115年)に設定し、
国交大臣への事業認可申請日から50年以内の期間で料金徴収期間を延長することが可能となった。

※換算起算日: 全路線を平均した供用開始時期。民営化以前はこの日を償還期間の開始日とする考え方を採用していた。